

為替相場が著しく変動した場合

Q : 為替相場が著しく変動した場合、外貨建資産は特別の評価ができるのか。どのような取扱いになっているのですか？

A : 帳簿価額と期末時価との差額が15%以上ある場合は、期末時レートで換算することが認められます。

【解説】

法人税では、法人が事業年度終了のときにおいて有する外貨建資産等につき、その事業年度においてその外貨建資産等にかかる外国為替の売買相場が著しく変動した場合には、その外貨建資産等と通貨の種類を同じくする外貨建資産等のうち外国為替の売買相場が著しく変動したもののすべてにつきこれらの取得又は発生の基因となった外貨建取引をその事業年度終了のときにおいて行ったものとみなして、外貨建取引の換算及び外貨建資産等の期末換算の規定を適用することができる。規定しており、外貨建資産等の帳簿価額と期末時価との差額が期末時価に占める割合がおおむね15%に相当する割合以上となるものがあるときは、外国為替の売買相場が著しく変動した場合に該当するものとしてこの取扱いをすることができます。

したがって、外貨建資産等の帳簿価額と期末時価との差額が15%相当額以上の開きがある場合には、この規定の適用を受けて、期末時のレートで換算し直すことが認められます。

なお、この評価替えは、切放し方式(評価替えをしたらその評価替え後の金額が帳簿価額となる)となります。

